

建築主の方々へ

- 工事が完了しましたら、速やかに工事完了報告書を提出してください。
(正・副2部)

(府中市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第11条)

- (1) 建築士が建築工事の完了を確認した場合、工事完了報告書(第7号様式)に建築士法第20条第3項に規定する工事監理報告書の写し、委任状、検査済証を添えて提出してください。

※工事監理報告書の備考欄に「低炭素建築物について、図面通り施工したことを確認した。」旨を記載してください。

- (2) 上記以外の場合、工事完了報告書(第8号様式)に建築工事を施工した施工者による発注者への工事完了報告書の写し、委任状及び検査済証を添えて提出してください。

また、工事完了報告時まで申請地の地番が変更になった場合は、工事完了報告書と併せて地番が変更になったことがわかる資料(公図、登記事項証明書の新旧)を提出してください。

- その他(正・副2部)

- ・認定内容に変更があった場合は、変更申請をしてください。

(都市の低炭素化の促進に関する法律第55条)

- ・上記以外の軽微な変更があった場合は、状況報告書を提出してください。

(府中市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第9条)

- ・建築を取りやめる場合は、建築取りやめ届を提出してください。

(府中市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第10条)